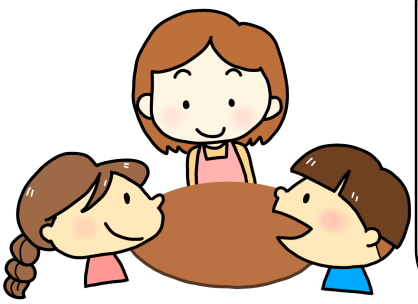
令和９(2027)年度　児童クラブ入会申込み案内

※児童クラブの申込は年度ごとに必要です。
　令和９年度の申込対象期間：令和９年４月１日から令和10年３月31日まで



～　児童クラブの対象と目的　～

◆　児童クラブは、保護者が就労などの理由により保育を必要とする家庭の小学校就学児童（１年生～６年生）が利用する施設です。

◆　児童が安全に充実して過ごすことができるよう、放課後児童支援員を中心に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を目指しています。

申込先

入会を希望する児童クラブ

初めて入会する児童は、保護者同伴で面談をします。
申込時に面談日程について、各クラブにご相談ください。
（別紙「令和９年度周南市児童クラブ一覧」参照）


じくらちゃん

開所時間と閉所日

開所時間	学校の授業がある日　：授業終了時～１８時 土曜日、長期休業期間：　　８時～１８時 ※延長保育は１９時まで （別途、延長保育料がかかります100円/日）
閉　所　日	（１）日曜日、祝日 （２）盆（８月１３日～１６日） （３）年末年始（１２月２９日～１月３日） ※利用者がいない場合は、閉所することがあります。 ※災害時や学級閉鎖時等に、臨時閉所することがあります。

周南市教育委員会 生涯学習課 児童クラブ担当
☎(0834)22-8457

1　入会要件

① 保護者および同居の祖父母（以下「保護者等」という。）が、就労等の理由により、次の期間に家庭で保育できない。※1

【１・２・３学期（長期休業以外の期間）】
１３時～１８時の間に２時間以上かつ月１５日以上

【夏・冬・春休み（長期休業期間）】
８時～１８時の間に４時間以上かつ月１５日以上

「長期休業期間のみ」の入会希望者は、同居の祖父母の要件は不要です。

② 児童の入会期間が、継続して１か月以上ある。
「春休み・冬休み」に限り、それぞれ全期間入会する場合は申込みできます。

③ 児童は、自主的に児童クラブに参加でき、集団生活ができる。※2

④ 児童クラブと保護者等間で常に連絡がとれ、協力できる。※3

※1　同居の祖父母とは、同居している６５歳未満の者（令和９年度中に６５歳になる方を除く）をいいます。住民票は別でも、同一居宅内は同居とみなします。また、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も保護者等に含まれます。

※2　障害等により配慮が必要な児童については、職員を追加で配置するなど、体制が整う範囲内において受け入れを検討いたします。
申し込み前に生涯学習課児童クラブ担当（0834-22-8457）にご相談ください。

※3　体調不良やケガ、災害等の緊急時にお迎えをお願いする場合があります。

【入会にあたっての保護者等との確認事項】

- **集団生活の場において、クラブの秩序を乱したり、他の児童に迷惑をかけたりした場合、お預かりができない場合があります。**

- **児童の安全のため、保護者等による送迎を原則とします。**
 必ず開所時間内に送迎してください。職員と保護者等がお話しできる貴重な機会です。
 児童クラブの出入口まで送迎してください。
 保護者等の都合により送迎が困難な場合は、児童クラブにご相談ください。

- **児童クラブに関する必要書類の提出を行う。**
 必要書類を提出されず入会要件が確認できない場合は、入会をお断りする場合があります。

- **保護者用スマートフォンアプリ（コドモン）の利用に協力できる。**
 児童クラブと保護者等間の連絡ツールとして、コドモンを導入し、災害等の緊急連絡にも活用しています。コドモンの利用には、児童の個人情報（氏名、性別、生年月日）をクラウドサービス上に登録する必要があります。コドモンの利用を希望する方は、児童クラブ入会申込書の同意欄に署名をしてください。

2　申込期間と入会決定　別　紙
3　入会審査について



入会調整の優先順位	※　学年が低い児童を優先に、入会調整を行います	入会の調整について
①	一次申込の1～3年生について、審査・決定を行います。	・①の決定後、空きのある児童クラブについて、②③の順番に入会調整を行っていきます。 ・世帯の状況を総合的に考慮し、市が定めた基準により決定します。
②	二次申込の1～3年生について、審査・決定を行います。	
③	一次・二次申込の4～6年生及び求職活動を要件とする申込みについて、審査・決定を行います。	

※　入会希望者の状況により、希望期間に入会できない場合や待機となる可能性があります。

4 申込みに必要な書類

・児童クラブ入会申込書
・確認票（両面）
・保育を必要とする事由の証明書類…下表のとおり
「長期休業期間のみ」の入会希望者は、同居の祖父母の書類は不要です。

・児童クラブ保育料減免申請書（該当世帯のみ）

入会要件	必要書類（様式あり） ※証明書は３か月以内に発行されたもの	入会できる期間
就労	就労証明書（様式あり） （個人事業の場合は、営業許可証、確定申告書、個人事業開業届等の写しを添付）	就労期間
	※育児休業中は利用できませんが、復職日の属する月の初日から利用希望が可能です。復職予定日が記載された就労証明書を提出ください。育児休業期間が延長になった場合は、速やかにご連絡ください。	
妊娠・出産	出産に伴う児童クラブ入会申立書（様式あり） および 母子健康手帳の写し （母の氏名および分娩予定日の分かるものが必要）	「出産予定日から８週間前の日が属する月の初日」から「出産予定日から８週間後の日が属する月の末日」まで
就学	教育訓練等受講に伴う児童クラブ入会申立書（様式あり） および 在学証明書 修業時間・日数の分かるもの	修業期間
疾病・傷病	診断証明書（様式あり）	診断証明書に記載された期間
同居親族の介護・看護	看護等に伴う児童クラブ入会申立書（様式あり） および診断証明書（様式あり）	看護等が必要な期間
求職活動	求職活動に伴う児童クラブ入会申立書 （様式あり）	２か月間 ※求職活動期間終了日と就労開始日が連続していない場合は退会となります。

※証明書類の発行者に内容確認をすることがありますので、ご了承ください。
※各種様式は各児童クラブおよび生涯学習課で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

5 家庭状況等の変更・退会の届出

以下の項目に該当する場合は、速やかに届出が必要です。

◆**就労状況**（就労先、就労時間の変更など）
◆**家庭状況**（転出、離婚、結婚、妊娠、出産、死亡など）
◆**住所**（転居、電話番号の変更など）
◆**通所方法の変更**
◆**退会**（転出、保育を必要とする事由の消滅、継続入会を希望されないときや、１か月以上の欠席が続くときなど）

※毎月の入会調整をするにあたり退会される場合は、前月の１０日までにご相談ください

6 保育料(予定額)

入会期間	月額保育料	入会期間	月額保育料
4月	3,100円	**１０月**	2,500円
5月	2,500円	**１１月**	2,500円
6月	2,500円	**１２月**	2,800円
7月	3,500円	**1月**	2,900円
8月	4,700円	**2月**	2,500円
9月	2,500円	**3月**	3,000円

入会期間	月額保育料
春休み（R9.4/1～4/7）	1,200円
夏休み（R9.7/21～8/31）	6,700円
冬休み（R9.12/25～R10.1/7）	1,400円
春休み（R10.3/27～3/31）	1,000円

延長保育料　100 円／日×利用日数

◆保育料の支払方法・支払期限◆

・支払方法：口座振替または納付書
・支払期限：毎月月末日（月末日が土・日・祝日の場合は、翌営業日）

◆その他必要となる費用◆

・運営費（おやつ代など）：1,500 円/月　※別途、行事等で必要額を徴収する場合があります。
・保険料（ケガ等に対する補償）：800 円程度/年

7 保育料の減額・免除制度について

区 分	対　象
減 額 （半 額）	きょうだいで２名以上の児童が同時に在籍している場合で、最年少児童以外の児童（申請は必要ありません）
免 除 （全 額） **申請必要**	①　生活保護受給世帯　生活保護受給者証の写しが必要 ②　市民税非課税世帯　４～６月分　令和８年度課税情報が基準 ７～３月分　令和９年度課税情報が基準 ※転入により、基準年度の課税情報が周南市にない方は、基準年度の１月１日時点の住所地で発行された市区町村民税課税証明書（３か月以内に発行されたもの）を提出してください。 ※随時の申請は、原則、申請日の翌月分から適用となります。

※上記以外の減免：災害による家屋の全半壊、特別な事情による市民税の免除等の場合はご相談ください。

申込期間と入会決定



別　紙

No.	入会希望期間の開始日		入会希望期間 4/1～4/7 春休み	4/8～7/20 1学期	7/21～8/31 夏休み	9/1～12/24 2学期	12/25～1/7 冬休み	1/8～3/26 3学期	3/27～3/31 春休み	申込期間 一次申込	申込期間 二次申込	申込期間 随時申込	入会決定通知 一次申込	入会決定通知 二次申込	入会決定通知 随時申込
										入会を希望する児童クラブにご提出ください。			※1 4～6年生は、夏休み前までの利用決定（夏休み以降の利用決定は6月上旬）		
①	4/1	通　年	→	→	→	→	→	→	→	R8. 11/20（金）～ R8. 12/21（月）まで	R8. 12/22（火）～ R9. 2/1（月）まで	入会希望日の属する月の前月初日まで	1～3年生 3月上旬 ※1 4～6年生 3月中～下旬	1～3年生 3月上旬 ※1 4～6年生 3月中～下旬	毎月10日頃
②	4/1	春休み	→												
③	4/8	長期休業以外（１学期）		→	→										
④	7/21	夏休み			→	→				R8. 11/20（金）～ R９. 2/1（月）まで	R9. 2/2（火）～ R9. 5/6（木）まで	入会希望日の属する月の前月初日まで	1～3年生 3月上旬 4～6年生 6月上旬	6月上旬	毎月10日頃
⑤	9/1	長期休業以外（２学期）				→	→								
⑥	12/25	冬休み					→	→							
⑦	1/8	長期休業以外（３学期）						→	→						
⑧	3/27	春休み							→						

別　紙

令和9年度　周南市児童クラブ一覧



児童クラブ名	定　員	所　在　地	電話番号	延長保育
徳山小校区児童クラブ	160人程度	毛利町1丁目1番地	0834-22-3005	あり
岐山小校区児童クラブ	120人程度	大字徳山5673番地	0834-22-2413	あり
遠石小校区児童クラブ	120人程度	遠石1丁目3番48号	0834-21-1115	あり
周陽小校区児童クラブ	80人程度	周陽1丁目15番1号	0834-28-0181	あり
秋月小校区児童クラブ	80人程度	秋月1丁目1番50号	0834-28-2143	あり
桜木小校区児童クラブ	80人程度	桜木1丁目11番1号	0834-28-1122	あり
久米小校区児童クラブ	120人程度	大字久米3417番地	0834-29-1199	あり
沼城小校区児童クラブ	85人程度	大字須々万本郷514番地	0834-88-1037	あり
菊川小校区児童クラブ	115人程度	大字下上80番地の1	0834-63-4963	あり
戸田小校区児童クラブ	35人程度	大字戸田2527番地の2	0834-83-4156	あり
夜市小校区児童クラブ	50人程度	大字夜市730番地	0834-62-2092	あり
今宿小校区児童クラブ	120人程度	今住町1番40号	0834-22-8833	あり
湯野小校区児童クラブ	50人程度	大字湯野3843番地	0834-83-4884	あり
櫛浜小校区児童クラブ	105人程度	大字栗屋860番地	0834-25-0223	あり
東福祉館児童クラブ	45人程度	大字久米1316番地の1	0834-25-1514	あり
富田東児童クラブ	120人程度	桶川町2番1号	0834-63-1002	あり
富田西児童クラブ	180人程度	富田二丁目14番1号	0834-63-0204	あり
福川児童クラブ	45人程度	福川三丁目2番1号	0834-62-1928	あり
福川南児童クラブ	50人程度	中畷町6番1号	0834-62-1948	あり
和田児童クラブ	35人程度	大字垰212番地の1	0834-67-2233	あり
勝間児童クラブ	130人程度	勝間ヶ丘1丁目1番1号	0833-92-0096	あり
大河内児童クラブ	40人程度	大字大河内1115番地の1	0833-92-0099	あり
高水児童クラブ	40人程度	大字樋口288番地	0833-92-0110	あり
三丘児童クラブ	35人程度	大字小松原1242番地	0833-91-1900	あり
鹿野こどもすくすくセンター	50人程度	大字鹿野上3064番地の1	0834-68-3525	あり

※各児童クラブへのご連絡は、開所時間内にお願いいたします。